

## 《従前地分筆・仮換地分割フロー》

東海村建設部区画整理課

	手続き	流れ	内容
1	「仮換地分割願」の提出	地権者（代理人） → 施行者（村）	提出書類 ・ 仮換地分割願 ・ 委任状 ・ 印鑑登録証明書 ・ 誓約書（最低敷地面積を下回る場合） ・ 分割イメージ図
2	従前地分筆調書(駅西)・ 仮換地変更調書(中央)の お渡し	施行者（村） → 地権者（代理人）	仮換地地積に応じた従前地地積の算出 を行い、調書を作成します。 でき次第地権者（代理人）に連絡してお 渡しします。
3	地積測量図の提出	地権者（代理人） → 施行者（村）	地権者（代理人）が調書を基に地積測量 図を作成し、施行者に提出してくださ い。 提出書類 ・ 地積測量図（原本） ・ 確認証明願
4	地積測量図の内容証明	施行者（村） → 地権者（代理人）	地積測量図が施行者保管図と合致する かを確認します。 確認後、地積測量図に公印を押してお返 しします。
5	分筆登記申請	地権者（代理人） → 法務局	従前地分筆調書(駅西)・仮換地変更調書 (中央)及び地積測量図を基に分筆登記 を行ってください。
6	分筆登記完了届	地権者（代理人） → 施行者（村）	提出書類 ・ 表示に関する登記届出書 ・ 土地全部事項証明書（分筆後）
7	仮換地指定通知の発送	施行者（村） → 地権者	分筆前の仮換地指定についての取消通 知、分筆後の仮換地指定通知を配達証明 郵便でお送りします。

※仮換地分割のみ（従前地分筆はしない）の場合は1→2→7を行う